

ひとり親家庭 児童就学支度金支給制度のご案内

県では中学校に入学予定の児童を養育している母子・父子家庭の父母又は父母のいない児童を養育している方に入学準備に必要な経費の一部を助成します。

該当者 平成 24 年 4 月に中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯の「母子家庭の母」、「父子家庭の父」又は「父母のいない児童を養育している方」が該当となります。

「市町村民税非課税世帯」とは
…平成 22 年分の所得額により市町村が決定した市町村民税（均等割を含む）において申請者及び申請者と同居している申請者の扶養義務者（父母や祖父母などの直系血族と兄弟姉妹）それぞれ全員に対して決定された税金額が「0円」である世帯
※住民票上の世帯とは、違いますので注意してください。



- 支給額** ・中学校に入学する児童 一人につき 10,000 円
- 申請方法** ・提出期限内までこども課にて受付いたします。
- 申請に必要なもの** ・支度金支給申請書（窓口にて用意してあります。）
・印鑑（三文判で可）
・申請者本人名義の振込口座を確認できるもの（通帳など）

※平成 23 年 1 月 1 日時点での居住市町村が申請書提出市町村と異なる場合市区町村が発行した平成 23 年度（平成 22 年分所得）の市町村民税非課税証明書

- 提出期限** ・平成 23 年 12 月 28 日（水）厳守
- 注意事項** ・受付期限を過ぎますと申請を受け付けられません。
・該当者であっても申請書の提出がない方は支給されません。
・市町村民税非課税証明書は、18 歳以上の対象者全員分が必要です。
・生活保護を受給している方、申請することはできません。
・県より平成 24 年 3 月下旬から 4 月上旬に、申請時に指定した金融機関の口座に振り込みいたしますが、振込通知は送付いたしませんので、通帳記帳等で確認してください。

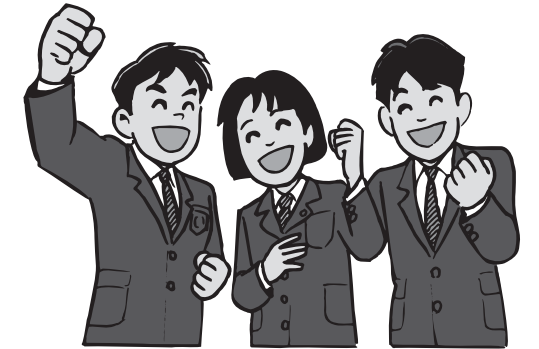
お問い合わせ先 こども課 こども担当 ☎ 62-0823

嵐山町奨学資金貸付制度のご案内

町では、有用な人材育成を図ることを目的に、経済上の理由により高校、大学、高等専門学校、専修学校への就学が困難な方に対し、無利息で奨学資金を貸付けています。

これは、資金を在学中に貸付け、卒業後、計画をたてて返還していただくものです。奨学資金の種類、貸付金額は次のとおりです。

普通奨学資金	
高校	年額 18 万円以内
大学	年額 36 万円以内
大学（薬学部）	年額 60 万円以内
大学（医学部、歯学部）	年額 120 万円以内
高等専門学校	年額 24 万円以内
専修学校	年額 20 万円以内



特別奨学資金（9 月以降入学金にあてるもの）が必要な方は、こども課までご相談ください。

なお、貸付けを希望される方は、奨学資金貸与申請書等（こども課にあります。）を **10 月 7 日（金）** までに提出してください。

問合せ こども課 学校教育担当 ☎ 62-0823

9 月 24 日（土）～ 9 月 30 日（金）は 結核予防週間です!!



「結核は過去の病気・・・」と思いませんか？
全国でも毎年約 24,000 人、埼玉県でも毎年約 1,000 人が発病している、わが国最大の感染症です。
患者さんの約半数以上は 70 歳以上の高齢者です。
結核は、早く発見して治療することで治る病気です。
『2 週間以上長引く咳や痰は要注意です。早めに医療機関を受診しましょう』
『年に 1 回は、必ず健康診断（胸部エックス線検査）を受けましょう。』

<結核に関するお問い合わせ> 埼玉県東松山保健所 保健予防推進担当 ☎ 0493-22-0280